

出版特認制度と海賊版

－ 著作権法成立前史 －

若 松 昭 子

はじめに

1. 活版印刷術と海賊版
2. 海賊版の横行と特認制度
3. 特認制度と出版統制

おわりに

はじめに

インターネット時代になって、著作物の複製も比較的容易にできるようになった。デジタル技術を使えば、著作物を何度繰り返して複製しても質の劣化を来すことなく、いとも簡単に大量の複製物を生産することができる。日本において、著作権法が制定されたのは1899（明治32）年である。著作物保護の多国間協定であるベルヌ条約へ加盟するためであった。1970（昭和45）年には新著作権法が制定された。著作権法が施行された後も、著者に無断で複製する海賊版（著作権等を侵害する行為によって作成された物）の出版や、それらを頒布する行為はしばしば見られた。しかし、一般の人々の著作権に対する関心はそれほど高くはならなかった。出版につながる著作行為のほとんどは、学者や小説家や画家などの特定の人々に限られており、一般の人々にはあまり縁がなかったからであろう。

しかし、インターネットの普及がもたらした音楽や映画等の違法複製の急増によって、著作権への関心は急速に高まっている。メディアやコミュニケーションの形態が変化すると、著作者や著作物、あるいはそれらを取り巻く人々やシステム、社会環境なども大きな変貌をとげる。しかし、そのような状況は現

在に限ったことではなく、過去の歴史のなかにも見出すことができる。それは、もう一つのコミュニケーション革命、すなわち書物の大量生産を可能にした印刷革命とよばれる時期に起こった。

そもそも、海賊版が横行するようになったのは、書物が一般に出回るようになり、出版によって利益をあげることが可能になった時期、つまり15世紀後半、活版印刷術が普及していった時期にさかのぼる。海賊版に対抗するために、出版業者は権力者に願い出て公的な出版の権利として「特認」を得るようになる。特認は、特権、特許、独占権などとも呼ばれ、現在の出版権にあたる。特認制度は、著者の権利を保護するものではなく、実際には著者の権利を著しく制限するものであったが、こうしたなかからやがて著者の権利を保護する著作権という意識が確立されていった。

本稿では、著作権法成立の前史にあたる特認制度の成立と変容の様子を、印刷術の普及と発展のプロセスとともに概観する。

1. 活版印刷術と海賊版

15世紀の半ばに、グーテンベルクによって発明された印刷術は瞬く間に広まっていた。15世紀の終わりには、ロシアを除く全ヨーロッパのほとんどの都市に印刷所が稼動していたことがわかっている。初めは写本そっくりに作られていた印刷本も、次第に近代的な様相を帯びてくる。例えば、書名や著者名、出版者のみならず、出版地や出版年をも明記したタイトルページ（標題紙）がつくようになっていく。アラビア数字によるページ番号もつくようになる。ページ番号が付記されると、詳細な目次や巻末索引などの作成が可能となる。書物形態のこうした変化は16世紀にかけて一般化されていったが、15世紀末には、現在のような近代的な印刷本の原型が既に出来上がっていた。

15世紀中葉から15世紀末までの約50年間に印刷された書物は、印刷文化の草創期の書物という意味をこめてインクナブラ (incunabula)¹⁾ と呼ばれる。このインクナブラの時代における書物の生産部数は、1点につき多い時では1000

部ほどのこともあったが、平均すると約300部と推定されている。それでも全部を一度に売ることは印刷業者にとって簡単なことではなかった。そのため、印刷業者は保管した書物売りさばくために、広告を刷って宣伝する必要があった。現在の出版社目録と同様である。早いものでは、1466年のシュトラスブルクのエゲシュタインのものがある。1475年、ドイツのアウグスブルクの印刷業者ヨハン・ベームラーの広告には次のように宣伝されている²⁾。

称して、美本アレクサンダー大王、絵入り。

次いで、七賢人、ローマの物語よりの15の好ましいたとえ話入り。

次いで、美德の書。良風についての小冊子。メペリウスと題す。

さらに、ベリアルと題する良書、絵入り。

さらに、法律裁判と題する小冊子。法律に通ずる手引き。

印刷業者は、時には広告に、実際に現物の書物を手にとって見られる場所までも記した。たとえば、「この本はすべて鹿屋旅館にてご覧になれます」とか、「金獅子館にてご覧になれます」という具合で、書籍販売人たちが投宿した場所が記された³⁾。このような広告からは、当時の印刷業者たちが自分たちの出版した書物を少しでも多く売りさばくために苦心を強いられていた状況が伝わってくる。

インクナブラの大半には、印刷地や印刷年はおろか、印刷業者の名前も記されていない。前述したように、最初の頃の印刷本は写本そっくりで作られていたので、タイトルページが存在しなかった。印刷業者たちは、自分たちの印刷した書物を識別し、あるいは宣伝する目的で、書物の一部に印刷者マークや印刷者名を入れるようになる。やがてそれらは、書物の汚れや破損を防ぐ目的で加えられた白紙の表紙上に印刷されるようになっていった。こうして、15世紀末には書物の出所のみならず、その版に対する権利と責任の所在を明らかにするタイトルページが誕生するのであるが、印刷業者には、印刷者名を載せると

ということがより実益にかなない重要であったのだ。競争が激しくなると、印刷業者たちは、評判を呼び売れゆき好調な書物があれば、自分の印刷工房からも同じものを出版して収益をあげようとした。現本そっくりに真似る海賊版は、原本よりも時間や費用を大幅に短縮でき、安く売ることも可能であった。

こうして、印刷術が普及すればするほど、書物の海賊版は出回ることになる。初期印刷業者のうちでは、自分のところの書物をいとも忠実に写しとられて破産したものもいたという。危機感を募らせた印刷業者たちは、王侯や教会などの権力者に、自分の印刷物への保護、および海賊版への規制を願いでるという行動に出た。公権力による保護状を受けたことの証として、印刷業者はタイトルページに「特認つき」と記すようになった。古いところでは、1481年にイタリアの印刷業者が特認を得たことがわかっている⁴⁾。続いて、ミラノ公やベネチア元老院などが特認を授与する習慣を持つようになる。図1および図2は、ともにベネチアで出版された書物のタイトルページである。ラテン語で「cum privilegio」（英語ではwith privilege）と表記されている。

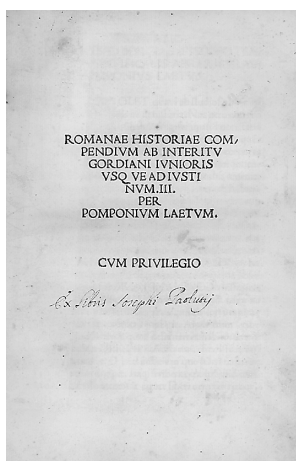


図1 ポンポニウス『ローマ史概説』
1498年ベルナルディヌス印行
Newberry Library 所蔵

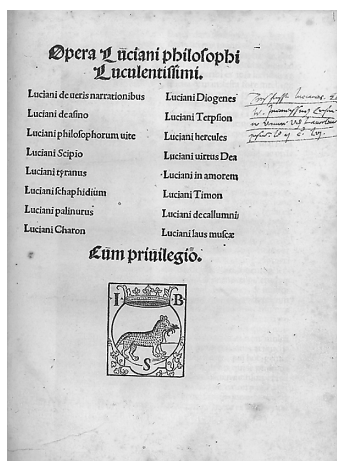


図2 ルキアノス『本当の話』
1500年バットィスタ・セッサ印行
Newberry Library所蔵

3. 海賊版の横行と特認制度

特認とは、公権力が、印刷業者に与える一時的な出版独占権である。これは、ある期間に限って、特定された作品の出版・販売を独占することができるというもので、著者の権利を保護するものではなく、印刷業者に対する経済上の保護策として生まれた。16世初頭には、特認のシステムは、ヨーロッパの国々で一般的に行われるようになった。フランスでは、国王や高等法院、時には裁判所が、またドイツでは、皇帝あるいは地方の権力者がこれを授与した。

当初、印刷業者や書籍商は、特認によって、著作物に関して何らかの権利を主張したわけではなかった。ただ、海賊版や競争相手に対して自衛するために、権力者の庇護が必要だったのである。しかし、特認制度によって海賊版がなくなったわけではなかった。むしろ海賊版はますます多く流通していった。宮下は、それはオリジナリティーの観念が希薄であったという理由もあるが、それよりも重要なのは初版を大量に印刷するという習慣がなかったからだ指摘する⁵⁾。印刷業者にとって、売れるという確証がないまま初版本を大量に印刷することは大きなリスクであった。しかも、活字類は高価で、何組もそろえておくことはできなかったため、印刷が終了するとすぐに解版し別の作品の印刷準備に取りかかる必要があった。したがって、好評を博した作品をすぐに再販することができなかったのだという。

こうした状況のなか、海賊版は読者にはむしろ便利な存在となった。評判の作品をいち早く読むことができたし、誤植も多く、印刷は粗雑ではあるが値段は格安であったから、読者は海賊版に飛びついた。「著作権の観念が希薄な時代にあっては、海賊版はいわば公然と出版文化の一翼をになっていた。資本投下を行って正規のエディションを公刊する版元がいれば、その近くには、急造の海賊版で儲けようとする、小回りの利く工房が存在した。ある意味で両者は、持ちつ持たれつ関係を築いていた。」⁶⁾

しかし、海賊版のために本来の版元から出版されたものが売れなくなったり、出版前に内容の一部が盗まれて先に海賊版で出版されてしまうなどの被害が続

出した。宗教改革の旗手であったマルティン・ルターも海賊版には大いに悩まされた一人である。ルターの著作のいくつかは出版後数ヶ月で盗み取られ、彼は何度もこうした海賊行為に立ち向かった。1525年、ルターは、ヴィッテンベルクの彼の印刷業者を擁護するために、ニュルンベルク市参事会宛に手紙を書いた。この手紙は、16世紀の印刷業者の悩みの核心を示しており大変興味深い。

ルターは、ニュルンベルク市参事会に、原稿がヴィッテンベルクで印刷中に盗まれて、ニュルンベルクで印刷物になって出ていると訴え、海賊版を出すのはせめて7～8週間待ってもらえないかという願いを出している。ルターのこの希望は、今日からみれば相当譲歩した内容である。

当地における私の印刷人は、印刷中であった日聖福音説教集の数章を知らぬ間に持ち出され盗まれ、それはおそらく本書の大半でありましょうが、賞賛されるべき貴市にもたらされ、直ちに複製売却されましたため、当方にて、完成を見る以前のことで、かかる寸断された書物により当方は甚大な損害を蒙った次第であります。この不完全な聖福音書はこのままに置くがよろしく、さらに残余をうるべく機会をねらい、また以前にも行われたがように瞬時に複製を行う便宜をはかられるならば、当方はまったく破滅いたすこと必定であります。

(なか省略)

しかし、心にかかることがあって口を開くに至りました。つまり、聖書はかような悪魔の奸計にかかって道を妨げられ、そのうえ、私の文書が総じて手を加えられ損なわれて他所で印刷されているからであります。それゆえ、私は以下の件を親しくお願いするしだいあります。貴下におかれては、何卒この件にてもキリスト教徒にふさわしい勤めを遂行され、ご当地の印刷人を監督なさり、かような重要な書物にあつては私どもにさほど損害を与えぬよう、時を置いて複製し世に出すようにお計らいくださること。ご当地印刷人がさほど待てぬ場合には、7、8週は待ち、私どもの書物も糧

をえ、複製本によりさほど損害を蒙らぬようお取り計らいいただきたく願います⁷⁾。

(以下省略)

ルターは、ニュルンベルクの印刷業者がなおも、ヴィッテンベルクの印刷業者に被害を与えるならば、ニュルンベルク市を公に談合すると、市当局に迫っている。1511年、皇帝マクシミリアンは保護状を発布していたが、頻繁に繰り返される海賊行為にはなんら決定的な成果はなかった⁸⁾。同様に、1525年の訴えと懇願もほとんど功を奏しなかったようである。因みに、ルターの新約聖書初版は、1522年9月に出版された。当時としては高値にもかかわらず数週間で約5000部が売れたという。12月には第2版が、さらに次の2年間では、14の認定版と66の海賊版が出版された。旧約聖書は、1523年から部分的に刊行され、1541年版では1500部が出版された。総じて、聖書全訳またはその一部分を含めて約400種の諸版がルターの存命中に世に出回った。そのうち、純粋なヴィッテンベルク版は4分の1に過ぎず、残りは海賊版であったという⁹⁾。知的財産所有権という概念は当時まだ生まれていなかったため、海賊版製作者たちは道義に外れた行為を犯しているという気持ちはなかったし、法的に取り締まることもできなかったのである。

3. 特認制度と出版統制

公権力による特認制度は、やがて権力者に出版認可を与える権限を集中させ、出版統制や検閲を行うための有効な手段へと変化していった。本章では、公権力が出版統制を強化していく様子とそれらが海賊版に与えた影響についてみていく。

印刷術の影響が大きくなるにつれて、宗教改革などの新思想を短期間に普及させる印刷本の力は魅力的であると同時に、社会秩序を破壊しかねないとして統治者からは危険視されるようになった。その力を弱めるために、権力者側が

とった手段は2つあった。その一つは、出版に対する弾圧である。王侯や教会など時の権力者たちは、特定の書物や特定分野の書物の出版・販売・輸入を禁じたり、禁書（書物を読むことを禁止すること）や焚書（書物を焼いてしまうこと）、さらに著者や印刷業者や書籍商を告発することによって、宗教や道徳や権力を批判するような書物を撲滅しようとした。もう一つは、印刷業者を選別して出版許可を与えるという措置である¹⁰⁾。特認制度は、出版を選別し許可を与えるという出版取締りの手段として使われるようになっていくのである。

印刷術が普及していくなかで、出版の取り締まりや検閲に積極的に乗り出したのは主に教会であった。特に宗教改革が始まった頃、教会当局は、印刷業者が異端思想の普及に手をかすのではないかと懸念し、「悪書」を増やすのを防ぐ手立てを考えた。例えば、1475年、ケルン大学神学部は教皇から有害な書物の印刷者、出版社、著者それに読者までも懲戒できる特権を得た。また1486年、マインツの大司教は、書物の審査を大聖堂の司祭や神学者たちに担当させ、1496年には、大司教の認可のない書物の出版を一切禁じた¹¹⁾。教会の出版への介入は、16世紀に入りさらに激しさを増した。禁書の数も急増し、その中の主要なものは、禁書目録として作成された。しかし、実際には教会当局は刑罰を執行することができなかつたため、発行禁止を印刷業者に守らせるためには王や行政当局からの支援を必要とした。また、そうした世俗権力にしても、王や政府に敵対する書物を取り締まるための出版統制に無関心ではいられなくなった。

イギリスの例では、1520年代初期にルター派の書物はロンドンにおいて公衆の面前で焼かれ、1524年にはロンドン司教による検閲が始まった。1525年には、禁止された内容の書物を出版したとして印刷業者が宗教裁判所に出頭させられ、さらに1526年には別の印刷業者が、内容に問題がなくても事前の認可を受けずに出版したとして宗教裁判所に呼び出された。一方、当時の国王ヘンリー8世（在位1509-1547）もまた、出版業への介入を強めていたが、1538年には、すべての書物は枢密院またはその指名したメンバーによる事前の出版認可を得ることを要す、と布告した¹²⁾。

フランスでは、16世紀前半、パリ大学神学部と高等法院が書物の検閲や禁書処分を行う一方で、国王フランソワ1世（在位1515-1547）は書物の取締りに直接的に介入するようになる。国王が教皇権から独立し絶対王権を確立していく過程と同様に、この3つの権力団体は協力や反目を繰り返しつつ、徐々に国王下での検閲体系に繰り込まれていった。1563年、国王シャルル9世（在位1561-1574）は、国王からの特認を得た書物のみ印刷を許可する王令を發布し、以後国王は出版統制の権限を独占するようになる¹³。ヨーロッパ中のほとんどの国王がこの方式を適用し、こうして専売特許を与えるとの口実のもとに、出版物を監視する国家的システムが確立していった。

しかし、それでもなお「悪書」や禁書は流通し続けた。ルイ14世（在位1643-1715）の時代、マザラン宰相の部下で財務総監を務めたコルベールは、出版業界へ深く介入することで規制を強めた。彼は、1667年、それまで増加する一方だった書籍商と印刷業者の数を制限した。印刷道具の売買が規制され、書物の梱包が検閲され、印刷所は定期的に立ち入り検査を受けた。違反者には重い刑が科せられた。出版に不可欠の特認の付与に関しては、監視しやすいパリの業者を優遇したり、人気の高い書物の特認を王好みの出版業者に繰り返し授与することもあった。

こうした措置によって打撃を受けた地方の出版業者は、破産を免れるために海賊版の制作に手を染めた。さらに、危険思想とみなされて発禁処分になった作品にもかかわらず、ひそかに出版（「地下出版」と呼ばれることもある）する業者も現れた。1701年の書物監督局の設置によって、出版統制はますます厳しさを増していった。その結果、フランスの印刷・出版業の成長は阻害され、その反面、外国、特にオランダの同業者が偽本や発禁本を海賊出版することで利益を得、発展を遂げていくのである。

リヨン、アヴィニョン、ロンドン、ジュネーブ、リエージュ、ケルン、アムステルダムなどは、海賊版の出版が盛んな街として知られた。検閲が厳しいため、読者が本当に望む作品が出版できない、あるいは不十分な内容でしか刊行

できないといった状況の中で、このような海賊版は多数の読者を獲得していった¹⁴⁾。はじめは、出版の保護を目的として始められた特認制度であったが、その目的が次第に出版統制や検閲へと傾斜していき、結果として新たな種類の海賊版を生み出すこととなったのである。こうして、18世紀まで海賊版は増加の一途をたどり、その結果書物の不法な取引も一段と活発になった。

出版と権力の綱引きは長い間続けられた。その間にあっても、著者の権利は法で保護されることはなかった。海賊版に対する最初の効果的な防止策は、1710年の英国著作権法¹⁵⁾であるとみなされている。この法によって、主に恩恵を受けたのは著者であり、彼らの作品が法の保護を要求できる貴重な商品として、また公開市場で有利に売りさばける財産として初めて認められたのである。著者の権利が一般に認められるようになるのは、ようやく18世紀後半である。印刷が開始されたのは15世紀半ばであるから、300年の年月を要したことになる。

おわりに

ヨーロッパでは15世紀末に、印刷業者や書籍商に対する保護策として特認制度が生まれた。実質的な保護になっていたかどうかはともかく、出版の権利保護については印刷術開始の早い段階で取り組まれたと言ってよい。一方、著者の立場は長い間不利なままであった。それは、海賊版の発達や特認制度のために、初版・再版を問わず著者は自分の著作物の大部分に対して権利を主張することができなかったことによる。

また18世紀中ごろまでは、名声のためにではなく、金銭目的でものを書くことは一般によくないことだと考えられていた。出版社から原稿料を受け取っていた著者も少なかったし、原稿料を受け取っても、その事実を隠していた著者もいたという¹⁶⁾。著者が自分の作品から得られる収入だけで生活するということがごく稀で、大多数の者は法曹界、教会、教育界などに収入の道を持っており、かれらの著作物はたいてい国王や貴族などの後援者（パトロン）から資金援助を受けて出版された。

雑誌や新聞が発展する18世紀になって、著者たちはようやく書物の収益によって生活を始めることが可能となった。社会が変化していくなかで、執筆活動の特殊性や、著作に対する報酬の原則も次第に認められるようになり、出版業者は原稿に対して合意に基づく金額を著者に支払うようになるのである。イギリスにおいては、1710年に著作権法が制定され、出版社ではなく、著者に自作の著作権が与えられた。フランスでも、ボルテールやルソーなどの著名な作家や啓蒙思想家は、出版業者に原稿を売ることによって生計を立てることができるようになった¹⁷⁾。1777年には、出版業者に与えられる特認の有効期間は10年に制限され、著者には永続的な権利が認められた。次いで、1793年に出された法令は19世紀の著作権制度の基礎となった。

しかし、著作権法制定への道のりは決して平坦ではなく、国と出版業界、あるいは著者と出版業者の間に存在する多くの課題を乗り越える必要があった。それらの紆余曲折についてはまた稿を改めて論ずることとする。

注・引用文献

- 1) インキュナブラ、インキュナビュラ、揺籃期本とも呼ばれる。語源はラテン語で「揺りかご」や「よちよち歩き」という意味である。
- 2) Presser, Helmut. 『書物の本』[Das Buch von Buch.] 轡田収訳. 法政大学出版会, 1992, 377, 58p. 引用はp. 69-70.
- 3) 同掲, p. 69.
- 4) Febvre, Lucien; Martin, Henri-Jean. 『書物の出現』[L' apparition de Livre.] 関根素子ほか訳. 筑摩書房, 1998 (ちくま学芸文庫), 下巻, p. 147.
宮澤は、最も古いものとして、1495年にベネチア元老院からイタリック体活字の発明者として名高い印刷者アルドゥスに与えた特認をあげている。宮澤溥明『著作権の誕生』太田出版, 1998, 309 p. 引用はp. 26.
- 5) 宮下志朗『書物史のために』晶文社, 2002, 269p. 引用はp. 257-258.
- 6) 同掲, p. 258

- 7) 前掲2), p.197-200.
- 8) 前掲2), p.200.
- 9) Steinberg, S. H. 『西洋印刷文化史』 [Five Hundred Years of Printing.] 高野彰訳. 東京, 日本図書館協会, 1985, 433p. 引用はp.154-155.
- 10) Blasselle, Bruno. 『本の歴史』 [A Pleines Pages Histoire du Livre.] 木村恵一訳. 創元社, 1998, 182p. 引用はp.78.
- 11) 前掲4), 下巻, p.153.
- 12) Feather, John. 『イギリス出版史』 [A History of British Publishing.] 箕輪成男訳. 玉川大学出版部, 1991, 387p. 引用はp.35-36.
- 13) 前掲4), 下巻, p.154-155.
- 14) 前掲5), p.258.
- 15) 法案は1709年から1710年の国会会期中に成立したため, 資料によっては1709年と記されることもある。本稿では, 前掲書12) に, 法成立は1710年4月10日とあり, それに則った。
- 16) 前掲9), p.234.
- 17) 前掲10), p.122-123.